

(第36号議案)

中野区国民健康保険高額療養費資金及び出産資金貸付条例を廃止する条例について

1 改正内容

中野区国民健康保険高額療養費資金及び出産資金貸付条例を廃止する。

2 廃止理由

高額療養費資金貸付については令和2年度、出産資金貸付については平成31年度を最後に実績がないため、事業を廃止する。

3 貸付金の主な運用状況について

	高額療養費資金貸付		出産資金貸付		合計		備考
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	
平成17年度	368	55,190,300	42	11,440,000	410	66,630,300	出産資金貸付開始
平成21年度	78	9,730,200	15	4,880,000	93	14,610,200	出産育児一時金 直接支払制度開始 受取代理制度廃止
平成23年度	115	20,525,000	7	2,352,000	122	22,877,000	出産育児一時金 受取代理制度復活
平成24年度	43	2,847,100	10	3,360,000	53	6,207,100	限度額認定証(外来) 開始
平成25年度	8	710,300	2	672,000	10	1,382,300	
平成26年度	4	852,000	9	3,024,000	13	3,876,000	
平成27年度	4	328,400	6	2,016,000	10	2,344,400	基金額減額
平成28年度	1	51,300	5	1,680,000	6	1,731,300	
平成29年度	3	444,400	9	3,024,000	12	3,468,400	
平成30年度	8	474,900	4	1,344,000	12	1,818,900	

	高額療養費資金貸付		出産資金貸付		合計		備考
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	
平成31年度	8	346,700	4	1,344,000	12	1,690,700	
令和2年度	2	140,100	0	0	2	140,100	
令和3年度	0	0	0	0	0	0	
令和4年度	0	0	0	0	0	0	
令和5年度	0	0	0	0	0	0	基金廃止
令和6年度	0	0	0	0	0	0	
令和7年度	0	0	0	0	0	0	※2月末時点

高額療養費資金貸付

医療機関へ支払う自己負担金が一定額を超えた部分については、限度額適用認定証を提示しない場合は窓口で支払ったのち、後日、高額療養費として区から支給されるが、支給されるまでの間の医療費の負担が困難な場合に、世帯主に対して支給見込額の90%以内の額を貸し付ける。

出産資金貸付

医療機関等へ出産費用を支払ってから出産育児一時金（50万円）の支給を受けるまでの間、出産に必要な費用の支払が困難な場合に、世帯主に対して支給見込額の80%以内の額を貸し付ける。

4 施行時期

令和8年4月1日から施行する。